

保険金請求の流れ

ケガ

※事故の日から30日以内に届け出てください。

<LINEアプリが使用可能な方>

LINEからオンライン申請します。



QRコードまたは <https://lin.ee/0aFyPew> から学研災LINEアカウント (SkettBook) を友達登録してください。

学研災LINEアカウントのトーク画面下部にある固定表示エリアより、「おけがをされたとき」から必要な情報を送信します。

<LINEアプリの使用が困難な場合>

所定用紙で申請します。

学生生活課（本庄キャンパス）または学生課（鍋島キャンパス）で事故通知ハガキを受け取り、記入してください。事故通知ハガキの提出と引き換えに保険金請求書をお渡しいたします。

ケガの完治

保険会社から案内するURLからFormsを利用して治療内容を報告してください。

学生生活課または学生課に保険金請求書を提出してください。

保険会社で審査後、指定口座に保険金が支払われます。

事務手続きの都合上、保険金支払いまでに時間がかかることがあります。保険金請求書提出後2～3か月経っても保険金の支払いがない場合は担当窓口にお問い合わせください。

保険金請求の際の注意点

- ・医療機関の領収書は必ず保管しておいてください。
- ・事故通知の際にケガの傷病名の記入が必要です。不明な場合は医療機関にお問い合わせください。
- ・保険金請求額が10万円を超える場合^{※注1}には医師の診断書が必要です。
（※注1 例：治療日数90日以上または入院日数25日以上の場合 等）
- ・負傷者が未成年者の場合、保険金請求者は親権者となります。
- ・通学中や施設間移動中の事故には別紙の提出が必要となります。担当窓口にお声掛けください。
- ・保険金請求権には時効があります。ケガが完治したらできるだけ早く請求してください。